

身体障害者障害程度等級表

■ は、第1種身体障害者の範囲

□ は、第2種身体障害者の範囲

（視覚障害）

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
両眼の視力の和が0.01以下のもの	両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの	両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの	一眼の視力が0.02以下他眼の視力が0.6以下のもの
	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	両眼による視野の1/2以上が欠けているもの	両眼の視力の和が0.2を超えるもの

（聴覚障害・平衡機能障害）

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90dB以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ80dB以上のもの		両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のもの
			両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの
		平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害	

（音声機能・言語機能・そしゃく機能障害）

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		

（肢体不自由）

7級に該当する障害は、2以上重複する場合でなければ身体障害者の手帳は受けられません。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
上肢	両上肢の機能を全廃したもの	両上肢の機能の著しい障害	両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	両上肢のおや指を欠くもの	両上肢のおや指の機能の著しい障害	一上肢のおや指の機能の著しい障害	一上肢の機能の軽度の障害
	両上肢を手関節以上に欠くもの	両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	両上肢のおや指の機能を全廃したもの	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
		一上肢を上腕の1/2以上欠くもの	一上肢の機能の著しい障害	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	一上肢のおや指を欠くもの	ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	一上肢の手指の機能の軽度の障害
		一上肢の機能を全廃したもの	一上肢のすべての指を欠くもの	一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	一上肢のおや指の機能を全廃したもの	一上肢のおや指の機能を全廃したもの	ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の軽度の障害
			一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害	一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害	一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
				おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害	おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
				おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの			
		おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害					

《肢体不自由》

7級に該当する障害は、2以上重複する場合でなければ身体障害者の手帳は受られません。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
下 肢	両下肢の機能を全廃したもの	両下肢の機能の著しい障害	両下肢をショッパ一関節以上を欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	一下肢をリスフラン関節以上欠くもの	両下肢のすべての指の機能の著しい障害
	両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	一下肢の足関節の機能を全廃したもの	一下肢の足関節の機能の著しい障害	一下肢の機能の軽度の障害
			一下肢の機能を全廃したもの	一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの		一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
				一下肢の機能の著しい障害	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの		一下肢のすべての指を欠くもの
		一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さ1/10以上短いもの	一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さ1/20以上短いもの			
体 幹	体幹の機能障害により座っていることができないもの	体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害		
脳乳 病幼 変児 に期 よる 前連 の動 非機 能進 行障 害の	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

《心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能の障害》

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心 臓	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
じん 臓	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼 吸 器	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
又 は ぼう こう	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小 腸	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
免 疫	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝 臓	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		